

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年2月6日
事業者の氏名又は名称	丸点通運株式会社(法人番号3470001003877)(代表者 塩田嘉明)
事業者の所在地	香川県高松市朝日町5丁目15-1
営業所の名称	高松支店
営業所の所在地	香川県高松市朝日町5丁目15-1
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段
違反行為の概要	<p>令和元年10月8日、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、1件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所に配置する車両数等の変更を届け出ていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	10点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年2月6日
事業者の氏名又は名称	丸点通運株式会社(法人番号3470001003877)(代表者 塩田嘉明)
事業者の所在地	香川県高松市朝日町5丁目15-1
営業所の名称	高知支店
営業所の所在地	高知県高知市布師田3936-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段、第17条第1項、同条第4項、第18条第3項
違反行為の概要	<p>令和元年10月17日及び同年10月31日、死亡事故を端緒として監査を実施したところ、11件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所に配置する車両数等の変更を届け出ていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)</p> <p>(2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、1箇月の拘束時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)</p> <p>(4)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(5)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(6)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(7)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(8)新たに雇い入れした運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(9)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p> <p>(10)整備管理者の変更の届け出をしていなかったこと(安全規則第13条)</p> <p>(11)運行管理者の解任の届け出をしていなかったこと(安全規則第19条)</p>
当該違反点数(営業所)	10点
違反点数(事業者)	10点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年2月18日
事業者の氏名又は名称	昭和重機株式会社(法人番号8480001003871)(代表者 生家勝文)
事業者の所在地	徳島県徳島市昭和町7丁目42-7
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県徳島市昭和町8丁目23-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、同条第4項
違反行為の概要	<p>令和元年11月12日及び同年12月3日、労働局と合同で監査を実施したところ、8件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)</p> <p>(5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)</p> <p>(6)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(7)運転者台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)</p> <p>(8)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)</p>
当該違反点数(営業所)	5点
違反点数(事業者)	5点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年2月27日
事業者の氏名又は名称	株式会社丸久(法人番号2500001014954)(代表者 三好健也)
事業者の所在地	愛媛県四国中央市川之江町4105-20
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県四国中央市川之江町4105-20
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、同条第4項
違反行為の概要	<p>令和元年12月13日、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)</p> <p>(3)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p>
当該違反点数(営業所)	2点
違反点数(事業者)	2点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。